大阪府難病医療協力病院選定基準

第１　大阪府難病医療協力病院の選定について

知事は、大阪府難病医療協力病院選定要綱（以下「要綱」という。）第３条の規定により選定基準を定める。

第２　大阪府難病医療協力病院の選定基準について

　１　診療実績

　　　　難病に関する診療実績を一定以上有すること。なお、その場合は、「難病の患者に対する医療等に関する法律」（平成２６年法律第５０号）第５条に定める指定難病の直近の年間の総受診者数の実績が実人数で２００人以上あること。

２　医療従事者の配置

「難病の患者の医療等に関する法律施行規則」（平成２６年厚生労働省令第１２１条）第１５条第１項第１号に定める難病指定医が、５名以上在籍しており、内１名以上は雇用形態が常勤であること。

附則

この選定基準は、令和元年１０月２９日から適用する。